

# 狛江市アクションプラン に関する意見募集の検討 結果がまとまりました

アクションプランの見直しに際して市民の皆さんのご意見等を参考にさせていただくため、平成19年6月に意見募集を実施しました。

今回の見直しにあたり、左表のとおり検討しましたので、お知らせします。

〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

ご意見	検討結果
赤字債の起債額と起債残額の見込みを提示して、この分の公債費がなお大幅増になることを市民に説明すべきである。	臨時財政対策債は、一般財源の政策的な削減に対応するための借入れで、地方自治体が標準的な事務を遂行するのに必要な一般財源と考えています。しかし、借入金ですので財政状況を見ながら借入額の縮減に努めたいと考えています。なお、事業債の残額については、第3次行財政改革推進計画の進捗状況で報告しています。
アクションプランの中の平成20～21年度に予定する事業のリストと財源明細を市民に提示してほしい。	事業のリストについては、実施計画編で示しています。また財源については、一般財源と特定財源を示しています。
緊急行動計画やアクションプラン程度の緊縮策で、多摩地域最悪の財政状況から脱却できるかどうか、「財政健全化法」の細目決定時に、新たな財源指標の数値を示してもらいたい。	法に従い、財政状況の判断指標を公表していきたいと思えます。
他市の例を参考にして、職員に係る総体の人件費が分かる管理を早急に実施すべきである。	他市の例を参考にしながら、次期計画策定に向けて検討していきたいと思えます。
次世代育成支援行動計画で市民に示した平成21年度までの6園すべての公設保育園での一時保育や延長保育の実現が、これでは非常におぼつかなくなる。どのように実現させるのか説明してほしい。	延長保育については、6園ですでに実施しています。一時保育については、平成20年度からは家庭福祉員宅に加え、新たに私立保育園1園で開始しました。
地域防災計画の改定を平成20年度に繰り上げることと併せて、しかるべき場所に「和泉多摩川緑地については、改めて防災機能を基本とした都立公園として実現できるよう要請していく」旨の表現を入れてほしい。	都市計画法上の課題などを整理した上で、東京都への依頼事項を整理し、目標とする都立公園化に向けて折衝を行っていきたいと考えています。

## 平成19年中の所得または所得 控除が変動した方は、住民税 が減額される場合があります

税源移譲による制度改正で、平成19年分の所得税(平成19年中の所得で計算)で減額となつた方は、平成19年度の住民税(平成18年中の所得で計算)で増額調整されるので、「個人住民税」と「所得税」を合計した負担は基本的に変わりません。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がったり、所得控除が大きく上がったことで所得税がかからなくなった場合、所得税で減額調整をすることができなくなります。

こうした平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられています。

〔対象〕 次のすべてに該当する方

- ▽平成19年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が所得税との人的控除額の差の合計額より大きい場合
- ▽平成20年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が所得税との人的控除額の差の合計額より大きい場合

※市外へ転出された方は、申告書の提出先にご確認ください。

〔計算方法〕 平成19年度の合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

すでに納付済みの場合は、平成19年度の市・都民税の一部が還付となります。

■主な人的控除の内容例

人的控除の内容	人的控除額		人的控除の差 (所得税-住民税)
	所得税	住民税	
扶養控除(一般)	38万円	33万円	5万円
扶養控除(特定)	63万円	45万円	18万円
配偶者控除(一般)	38万円	33万円	5万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円

差の合計額以上の場合

※平成19年度住民税が非課税の方や平成19年中に亡くなられた方、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されなかったことで平成20年度の住民税が課税されない方は、経過措置は適用されません。

〔申告〕 7月1日から7月31日までに、平成19年度個人住民税を課税している市区町村(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)に申告することで適用されます。

※市外へ転出された方は、申告書の提出先にご確認ください。

〔計算方法〕 平成19年度の合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

すでに納付済みの場合は、平成19年度の市・都民税の一部が還付となります。

## 省エネ改修工事を行った既存住宅は 固定資産税の減額措置があります

〔対象となる住宅〕 平成20年1月1日現在ある住宅(賃貸住宅を除く)で、4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅

〔対象となる工事〕 窓の改修工事を含まない改修工事を行うこと

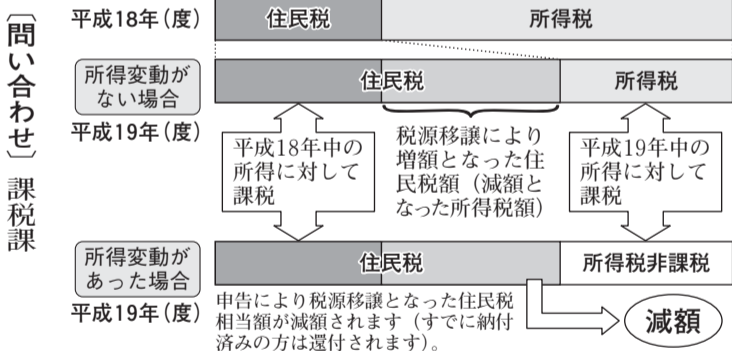
▽床の断熱改修工事▽天井の断熱改修工事▽壁の断熱改修工事

※改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合し、改修工事に要する費用が30万円以上であることが必要です。

〔減額内容〕 改修後3カ月以内に申告した場合に、翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1が減額されます(120㎡限度)。

ただし、新築軽減および耐震改修に伴う軽減と同時に適用できません。

〔問い合わせ〕 課税課



—その173—

### はしかは大厄

平成十九年の五月から六月、都内の大学ではしか(麻疹)が大流行して休講が相次ぎ、予防接種のことなども話題になりました。はしかは主に幼児期にかかって免疫がつけられる、だれもが一度はかかる病とされていますが、昭和五十三年の秋にワクチンの定期接種が始められたから、患者の発生数は著しく減少してきたといわれています。

今日では、はしかが恐ろしい疫病などとはとても考えられませんが、昔は天然痘(痘瘡)より死亡率が高かったため、「痘瘡は見目(器量)定め、はしかは命定め」といわれたことを、狛江でも聞いています。

「痘瘡は子どもの器量定め、はしかは子どもの命定め」と昔は言ったもので、わしらの知っている年寄り、植え痘瘡をやらなかった時代の人のなかには、あばた顔の人がいたですよ。はしかはそういう跡は残らないけど、命定めだから、あなどるなあってね(和泉 本橋兼吉さん 明治24年生)

「はしかは命定め」ってこと、よくおばあちゃん(母親、明治37年生)が言っていた。冷やすとポツポツ(発疹)が吹き出さないで、なかにこもっちゃうからいけねえって、わたしの子どもがかかったときなど、寒いころだったので、やかんで湯気をうんとたてて部屋をあっためてね(岩戸 昭和11年生 男性)

はしかにかかったら、安静と身体を冷やさないことが何より大切で、「はしかには薬はない」といわれていました。

「上」一人の子が、はしかをやったのは、麦ポーチ(棒打)をやる梅雨明けのころでした。一人がしよってきたら、うつっちゃうけど、小さいうちに済ませるほうが軽くあがるって、わざとうつるようにもするのね。まだ、学校へ上がる前ごろでした。

わたしら大人は、刈り取った麦を庭にひろげてクルリ棒で叩くポーチなどで、それこそ大変なの。夕方まで相手になかなか風よけにもなるから、そのなかで絵本を見たり遊んだりさせてました。風にあたってはいけないから、外を歩きまわらないように、蚊帳から出ちゃいけないって言いかけたね。風にあたって身体を冷やすと、赤いポツポツがあんまり出てこない。なかにこもっちゃってね。ポツポツが吹き出てくるほうがいいんだって、よく言ったものですよ。おばあちゃん(夫の祖母)は、はしかにかかった子を「大仕事だ、強い強い」とか、「大役(大厄)を果たして、えらいねえ」なんて励ましたり、ほめたりしていましたよ(和泉 大正10年生 女性)

「はしかは大厄」「はしかは子どもの大厄」はしかが済んで一人前などと、昔の人は言っていたそうなんです。はしかは、人の一生のなかの通過儀礼のように考えられていました。

中島 恵子 (狛江市文化財専門委員)